

転換期における農業問題

財団法人 農政調査委員会 事務局長 久 宗 高

1. いわゆる経済成長のもたらしたもの

戦後の日本の奇跡の復興は既にいいふるされているが、特にここ数年来の経済の成長は瞠目に値するものとして世界の注目をひいている。しかし、一方そのような急激な成長の「ひびみ」もいろいろな面に顕現して来て、放置をゆるさない由々しい事態を感じさせるものがある。

食糧問題に端的に現われたように、行政の行き詰まりも、そのような重大な問題の一つであって、特に米の過剰傾向を契機として急速に政治の重大案件として前面に浮き上がって来た。

各方面の批判の集中攻撃を受け、農政当局は防戦一方でお手あげ状態であり、中央の各紙の論調も農民の努力を無視して、あたかも米をつくっているのが悪いことでもしているかのような印象を与えるようなものが横行し、農業関係者の意気はさっぱり上がらない当今である。

なんで一体こんな馬鹿げたことになっているのか。どこかが大きく狂っているのではないか。目先の現象に眩惑されず、じっくりとこのよって来たところを見きわめてみる必要がある。

2. 農業基本法は間違っていたのか

ここ数年、農業の不調と関連して、基本法にもいろいろ論議が集中している。私もその関係者の一人に数えられているようだから、これを論

評するのはやゝ気がひけるが、ごく達観的にいえば、基本法そのものは、必ずしも間違っていたとは断定し難い。しかしながら、基本法の名において実施された一連の施策（いわゆる「基本法農政」）が当を得たものであったとはいえない。

それは次の3点に要約されよう。

- (1) 基本法がどのような社会経済的環境と条件の中で展開されるのかという想定が充分適確に吟味されぬまま実施されたこと。
- (2) どのような順序と方法で展開されるべきかという戦略的配慮を欠き、従って、必要な準備を整備せぬまま実施過程に移行したこと。
- (3) (1)と(2)の事実とその矛盾が明らかになった後においても、なお漫然とその真の原因を追究することなく、あいかわらず作文行政から脱却せず、時日の経過にまかせ、農政の混迷を深め、基本法そのものに対する不信を醸成したこと。

3. 農政における2つの盲点

端的に且つ具体的に問題の核心にふれば、過去における農政には「二つの盲点」があった。第1は、地価の問題、第2は農民の組織の問題。第1の問題が、日本経済の特異体質とその異常な運用に深く根ざしていること並びにそれが

決定的に規模拡大の障害となっている事実の重大性を認識せず、いたづらに農地法の枠内の問題にすりかえて、ひねくり廻し、糊塗対策に終始して積極的打開をしなかったこと。

第2の問題は、これが構造政策展開の真の担い手であり、且つ構造政策と不可分の施策である価格流通政策解決のカギであるに拘らず、これをいわゆる「団体問題」と錯覚してタブー視して故意にこれに手をつけることを回避したこと。

この2つの盲点が今日農政の混迷の具体的要因と断定してもほゞあやまりではないと思われる。

この点をどうするかを、問題の指摘に止らず、具体的に順序方法にまで互って究明することが先決問題で、爾余の問題は、一見緊急にみえても、結局はこの2点を回避しては解決は得られないということを銘記する要がある。

転換期ないし過渡期にはいろいろな動きが錯綜して、事実認識と政策判断をあやまらせることが多い。原因と結果、現象と本体の関係をしかとつかむ必要がある。第1の問題は、非農業の側に問題があり、第2の問題は、まさに農業内部で——特に政府の側に問題があるように思われる。

4. 日本における高度成長のメカニズム

— その土地問題とのつながり

日本の経済成長の仕組と西欧先進国のそれと比較した場合、もっともきわだった相違点は、資本の調達方法である。普通、資本主義国では資本市場と金融市場の両者があって、企業は資本を資本市場においてつり、たらずまいを金融市場におおぐのが常道だが、日本はいわば「片肺飛行」で金融一偏倒である。これは戦争

より資本を失ない、復興の便法としてこのような行き方をせざるを得なかった訳だが、これはあくまでも過渡期のものでいつまでもこのような変則な型で行くべきものではない。企業の側からすれば調達の安易さがあり、貸す側の金融機関はそれ自体猛烈な過当競争と系列化の動きの中で、やがてこれは日本経済の体質となり、体制化されて多くの問題をはらむこととなってしまったものである。

日本の主だった企業の自己資本の率が20%を割っていることが、その異常さの度合を端的に表現している。8割は金融機関に依存している訳で、金融機関と企業の抱合で夫々系列化して競争しているのだからいわばプレーキがない。この安易さから来る設備投資の暴走が、日本の異常に高い成長率を押し上げている原動力である。企業の採算性というチェックをする資本市場がなく、借金さえ出来ればスタートも拡大も出来るという仕組、しかも資金を供給する金融機関が深く企業経営にはまりこんでしまっていて優勝劣敗のアンパイヤーの役割をはたせずむしろゲームの中に入ってしまったところに日本経済の「アクロバチック」と評される所以がある。

問題にそのような変則な金融がどういう仕組で行なわれるかである。金融機関が設備投資、従って長期資金の大部分をまかなっている訳だから何らかの担保なしには貸す訳がない。結局、最後のところは「土地」にしわよせさせられる。この土地を信用創出の手段として一切をこれにしわよせして企業と金融機関の抱き合い方式で、誰も止め手のないまゝ行けるところまで行こうというのが、日本の高度成長の秘密である。このようなアブノーマルな行き方がいつまでも続け得るものではない。現に39年の株式棚上げ

措置、昨年来の財政硬直化等、そのこと自体が超異常の非常措置であって、それをあえてやらざるを得ない程に病膏盲に入っている。地価の昂騰はまさにこの仕組みそのものから直接由来するもので、「農業でいえばこの一点で構造改善などその最初の一步がふみ出せないでいるのが実状だが、単に農業のみでなく」国民経済万段の最大のガンとなってしまったが、非農業の経済活動は本質的にはこれをテコにして体別的に進んでいるところに真のむづかしさがある訳である。

これを農地法の問題だと錯覚しているところに混迷が来る。

農地法は、むしろこの全く異なる生き方をしている2つの部門をかりうじて共存させているという役割を果たしているともいえるのであって、このような環境と条件の中で真に流動化を実現しようとすれば、非農業におけると同様に、土地の使用価値ではなく交換価値に重点をおかざるを得ないであろう。それは恐らく漠大な信用創出力を水ぶくれの日本経済に付加することになって到底国民経済運営上許容出来るものではない。非農業の行き方が体別的なもので急に改変し難いとなればこのギャップを調整する「特殊な仕組」をつくらない限り構造改善など期すべくもない。

一般経済の側では、高度成長の反省からようやく安定成長の指向が生まれ、公債発行を契機に生まれた財政、金融、産業の三者昂立下で、夫々の制度の本格的再編成の模索が胎動し始めている。農業問題も亦当然にこのような国民経済の仕組と運営の改変の中に、その本来の役割を果たし得る具体的つながりをとらえ、その必要とする環境と条件を要請し整備すべきものであらう。それは今日無責任な官庁エコノミストの

書きちらす成長論議とも、又迷路に入って、全く農民の現実から浮き上がってしまった狭義の農政論議とも全然異なった問題への接近と実践的な展開を必要としているのではなかろうか。

5. 農民の組織の問題

経済が成長して大量生産大量消費の時代になると、需要と供給を可能な限りマッチさせてゆくことが極めて必要になって来る。特に農産物のような自然の影響を受け易く且つ多数の農民と消費者にかゝわるものはこの需給の組織化即ち市場の組織化が大きな政策課題とならざるを得ない。しかし、今日の如く世界的に物が動き、国内でも全国、地方と商品流通が広域化して来ると、政府が積極的に介入しなければ農協の自主的活動にのみ期待することは本来無理なのである。

厳密に言えば、農協はその本来の性格から強制を伴う需給調整機能を果たすことは、それ自体としてできないし又やってはならない制約がある。従って真に有効に市場を組織化しようと企図するなら、農協法とは「別の法体系の立法」によって、政府が特定の条件を具備している場合、「農民の生産物を真に取り扱っている農民の組織」を「生産者団体」と認定して、(農協も実態がそうであればもちろんこれに該当する)この分野の活動に限局して、アウトサイダー規制等の強制力を付与する裏付けをすることが必要である。現状で、米以外の作物に農協が實際上タッチしにくい理由は主としてこの点にある。地区内のアウトサイダーと隣の農協が一番コワイのである。それは制度上しげられない。それが米にアグラをかくという現象とならざるを得ない。又農家経済を全的には代表していないということから、政策の屈折と機能の歪曲が生ずる。

これはまさに政府のイニシアチブによって打開さるべきもので、この一点は、従来「団体問題」とか「農協の自主性」という問題のまともな吟味を欠き、「政府のなすべきこと」の研究を怠ったことがむしろ反省されねばなるまい。このように末端のところのケジメをつける裏打ちがあつてはじめて農協は理論的には全農民の全農産物を本格的に取り扱いうる可能性が生まれる。

このことは、価格体系の正常化の確立の第一歩となる。いうまでもなく、価格流通対策は構造政策推進にあたって事の両輪といわれ、特に価格体系の整備は、生産の方向付けにとって不可欠の前提条件である。農協が農民の経済を真に代表する実態をそなえることによって、日本における現実行政における袋小路に入ったような難問題（農協のあり方論、価格流通対策、金融問題、自由化対策等）は、問題を提起する母体の性格変更によって、抽象的な制度論から実際の機能論に中心が移行することとなり、膠着空転から脱出して、解決へのメドをつかみうることが期待されよう。同時に、悪循環と内政を深め、結局は自ら農業の落調をもたらしている現在の農業団体と政府と政党の関係を正常化す

る緒ともなり得よう。構造政策が本来長期に互る運動であることにかんがみ、このような軌道にのせ得るか否かは構造政策成否のカギともなることを銘記すべきであろう。

これと併行して、垂直的統合に対しても、農業団体と緊密に連繫しつつ政府のしかるべき介入の用意が必要であろう。（特に外国資本の進出にそなえて）、前述の空白状態の下で現に垂直的統合が、農民に不利な方向で、意外に広汎且つ深く進行している事実を眼をおおっては悔を千載にのこすこととなる。

6. む す び

日本の農政は実に微に入り細をうがってあらゆることをやっている。但しこの2点だけは全く手がついていない。しかしこの2点はこれを逸しては他のいかなる施策が行なわれようとしても日本における真の構造政策はその第一歩すらふみ出せない。当局はいろいろ盛沢山に事業を準備することよりも、構造改革の阻害要因の排除とその展開のため不可欠な条件の整備にその本来の施策の重点をおいて、そのような機能の果せるような体制に順次機構を改変してゆく必要がある。

世界の除草剤の動向 (5)

科学技術庁科学審議官 農学博士 石 倉 秀 次

7. 東南アジア諸国における雑草問題

東南アジア諸国における雑草問題については、

除草剤の使用量など、大要を先に記したが、今回はやや詳細にふれたい。